

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

#### 1. 確認の求めを行った年月日

令和6年2月29日

#### 2. 回答を行った年月日

令和6年3月27日

#### 3. 新事業活動に係る事業の概要

- ① 照会事業者は、依頼者と依頼者が希望する行先に詳しいプランナーが作成する旅行・おでかけプランをマッチングするプラットフォームを構築する。
- ② 上記プラットフォームにおいて、依頼者は、出発日・出発場所・目的地・旅行人数・行先での主な移動手段・プラン作成依頼料など、基本的な情報等を登録し、旅行・おでかけプランの提案を募集する。
- ③ 同サイトに登録されたプランナーは、募集内容から依頼者の希望に合致する旅行・おでかけプランを提案する。  
※複数のプランナーによる提案が可能。その他依頼者がプランナーを指名して提案を募集することも可。  
※プランナーは特定の運送等サービスに言及することを禁止。
- ④ 依頼者は、提案された旅行・おでかけプランを採用する。
- ⑤ 採用された提案をしたプランナーにのみ、依頼者が募集時に提示した依頼料から手数料を差し引いた金額が支払われる（手数料は照会事業者の収益となる）。

なお、上記サービスにおいて、採用された旅行・おでかけプランにおける運送又は宿泊のサービスに係る手配や予約その他契約締結に関しては、依頼者自身で行うものとし、照会事業者及びプランナーは一切関与しない。

また、照会事業者は、依頼者による旅行プランの提案依頼に対応することはなく、プランナーによるプラン提案にも一切関与しない。

#### 4. 確認の求めの内容

上記「3. 新事業活動に係る事業の概要」に記載のサービスの提供行為及びプランナーによるプランの提案行為が、旅行業法第二条第一項に規定する「旅行業」に該当しないことを確認したい。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

旅行業法第二条第一項第三号では「旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」、同項第四号では「運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為」について、報酬を得て行うことを旅行業として定義している。

照会書に記載の事業においては、

- ①プランナーは、特定の運送又は宿泊サービスに言及することを禁止している
- ②採用された旅行・おでかけプランにおける運送又は宿泊のサービスに係る手配や予約その他契約締結に関しては、依頼者自身で行うものであり、照会事業者及びプランナーは一切関与しない
- ③照会事業者は、依頼者による旅行・おでかけプランの提案依頼に対応することはなく、プランナーによるプラン提案にも一切関与しない

仕組みとなっており、契約の代理、取次ぎ、又は媒介のいずれにも該当しないことから、旅行業法第二条第一項第三号及び第四号に該当せず、旅行業に該当しないと考えてよい。

(記載要領)

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。